（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部改正）

第四条　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号）の一部を次のように改正する。

第百十八条第一項の表令和七年四月から令和八年三月までの項中「一・七パーセント」を「四・三パーセント」に改め、同表令和八年四月から令和九年三月までの項中「二パーセント」を「四パーセント」に改め、同表令和九年四月から令和十一年三月までの項中「令和十一年三月」を「令和十六年三月」に、「二・一パーセント」を「三・八パーセント」に改める。

（令和六年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令の一部改正）

第五条　令和六年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令（平成二十八年政令第百三十二号）の一部を次のように改正する。

題名中「令和六年度」を「令和七年度」に改める。

本則中「令和六年度」を「令和七年度」に改め、本則の表中「一・二七三」を「一・二九七」に、「一・二八四」を「一・三〇八」に、「一・三一三」を「一・三一九」を「一・三四四」に、「一・三二五」を「一・三五〇」に、「一・三三五」を「一・三四六」を「一・三七二」に、「一・三四七」を「一・三七三」に、「一・三五二」を「一・三七八」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和七年四月一日から施行する。

（旧地方公務員等共済組合法による年金である給付の額等に関する経過措置）

2　令和七年三月以前の月分の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）附則第二条第七号に規定する退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金又は通算遺族年金の額及び地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号）附則第二条に規定する旧退職年金、同法附則第八条に規定する旧公務傷病年金若しくは同法附則第九条に規定する旧遺族年金又は同法附則第十二条第一項に規定する特例退職年金、同法附則第十七条第一項に規定する特例公務傷病年金若しくは同法附則第十八条第一項に規定する特例遺族年金の額については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　石破　茂
総務大臣　村上誠一郎
文部科学大臣　阿部　俊子

戦傷病者戦没者遺族等援護法第八条の三第一項の改定率の改定等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年三月二十八日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第百十号

戦傷病者戦没者遺族等援護法第八条の三第一項の改定率の改定等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）第八条の三第一項の規定により読み替えられた同法第八条第一項の表並びに第二項、第三項及び第六項（これらの規定を同法第八条の二第二項及び第八条の四第五項において準用する場合を含む。）並びに第七項並びに第八条の二第一項の表及び第三項、同法第八条の三第二項第五号、同法第二十七条の二第一項の規定により読み替えられた同法第二十六条第一項（同法第二十七条の二第一項の規定により読み替えられた同法第二十七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第二十七条第三項の表、同法第二十七条の二第二項、同法第三十二条第四項の規定により読み替えられた同条第三項各号、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百八十一号）附則第十八項ただし書並びに戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第五十一号）附則第八条第四項ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

戦傷病者戦没者遺族等援護法第八条の三第一項の改定率の改定等に関する政令（平成二十年政令第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「令和六年度」を「令和七年度」に、「一・〇二七」を「一・〇四七」に改める。

第二条の見出し中「令和六年四月から令和七年三月まで」を「令和七年四月から令和八年三月まで」に改め、同条第一項中「令和六年四月から令和七年三月まで」を「令和七年四月から令和八年三月まで」に改め、同項第一号中「四、一一四、三〇〇円」を「四、一九四、四〇〇円」に改め、同項第二号中「五、八七七、五〇〇円」を「五、九九二、〇〇〇円」に改め、同項第三号中「四、八九七、八〇〇円」を「四、九九三、一〇〇円」に改め、同項第四号中「四、〇三三、〇〇〇円」を「四、一一一、六〇〇円」に改め、同項第五号中「三、一九一、九〇〇円」を「三、二五四、一〇〇円」に改め、同項第六号中「二、五八一、九〇〇円」を「二、六三二、二〇〇円」に改め、同項第七号中「二、〇八七、九〇〇円」を「二、一二八、六〇〇円」に改め、同項第八号中「一、九〇三、〇〇〇円」を「一、九四〇、一〇〇円」に改め、同項第九号中「一、七三一、五〇〇円」を「一、七六五、二〇〇円」に改め、同項第十号中「一、三八八、五〇〇円」を「一、四一五、五〇〇円」に改め、同項第十一号中「一、一一八、四〇〇円」を「一、一四〇、二〇〇円」に改め、同項第十二号中「九八六、九〇〇円」を「一、〇〇六、二〇〇円」に改め、同条第二項中「令和六年四月から令和七年三月まで」を「令和七年四月から令和八年三月まで」に改め、同項第一号中「十九万八千四百円」を「二十万二千三百円」に改め、同項第二号中「七万三千九百円」を「七万五千四百円」に改め、同項第三号中「十三万五千六百円」を「十三万八千二百円」に改め、同項第四号中「三万七千円」を「三万七千七百円」に改め、同条第三項中「令和六年四月から令和七年三月まで」を「令和七年四月から令和八年三月まで」に、「十九万八千四百円」を「二十万二千三百円」に改め、同条第四項中「令和六年四月から令和七年三月まで」を「令和七年四月から令和八年三月まで」に改め、同項第一号中「二十七万七千三百円」を「二十八万二千七百円」に改め、同項第二号中「二十一万五千七百円」を「二十一万九千九百円」に改め、同条第五項中「令和六年四月から令和七年三月まで」を「令和七年四月から令和八年三月まで」に改め、同項の表中「六、二五二、四〇〇円」を「六、三七四、一〇〇円」に、「五、一八六、四〇〇円」を「五、二八七、四〇〇円」に、「四、四四九、〇〇〇円」を「四、五三五、六〇〇円」に、「三、六五五、一〇〇〇円」を「三、七二六、三〇〇円」に、「二、九三二、一〇〇円」を「二、九八九、二〇〇円」に改め、同条第六項中「令和六年四月から令和七年三月まで」を「令和七年四月から令和八年三月まで」に改め、同項第一号中「三、一三六、六〇〇円」を「三、一九七、七〇〇円」に改め、同項第二号中「四、四八〇、八〇〇円」を「四、五六八、一〇〇円」に改め、同項第三号中「三、七三七、三〇〇円」を「三、八一〇、〇〇〇円」に改め、同項第四号中「三、〇八八、七〇〇円」を「三、一四八、九〇〇円」に改め、同項第五号中「二、四四八、三〇〇円」を「二、四九五、九〇〇円」に改め、同項第六号中「一、九九一、〇〇〇円」を「二、〇二九、八〇〇円」に改め、同項第七号中「一、六一三、五〇〇円」を「一、六四四、九〇〇円」に改め、同項第八号中「一、四六六、八〇〇円」を「一、四九五、三〇〇円」に改め、同項第九号中「一、三三四、九〇〇円」を「一、三六〇、九〇〇円」に改め、同項第十一号中「八六七、四〇〇円」を「八八四、三〇〇円」に改め、同項第十二号中「七六三、一〇〇円」を「七七七、九〇〇円」に改め、同条第七項中「令和六年四月から令和七年三月まで」を「令和七年四月から令和八年三月まで」に改め、同項の表中「四、七六六、二〇〇円」を「四、八五九、〇〇〇円」に、「三、九五四、八〇〇円」を「四、〇三一、八〇〇円」に、「三、三九一、七〇〇円」を「三、四五七、七〇〇円」に、「二、七八六、七〇〇円」を「二、八四〇、九〇〇円」に、「二、二七九、四〇〇円」を「二、三五、九〇〇円」に改める。